***令和５年度***

***公益財団法人さいたま市産業創造財団***

***プロジェクトマネージャー募集案内***

受付期間　　令和５年２月２０日（月）から令和５年２月２８日（火）

　　　　　　午後５時まで【２月２８日（火）必着】

応募方法　　公益財団法人さいたま市産業創造財団へ郵送（簡易書留郵便）によりお申し込みください。

**（書類の提出先及び問い合わせ先）**

**公益財団法人さいたま市産業創造財団**

**企画総務課**

**〒338-0002　さいたま市中央区下落合５丁目４番３号**

**電話　048‐851‐6696**

**HPｱﾄﾞﾚｽ　https://www.sozo-saitama.or.jp**

**e-mail　soumu@sozo-saitama.or.jp**

**１　職種、募集人数及び職務の概要**

1. 職種及び募集人数　　　プロジェクトマネージャー（非常勤職員）　若干名
2. 職務概要

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が行うさいたま市からの受託事業である「さいたま市研究開発型認証企業支援事業」（リーディングエッジ認証企業支援事業）等にもとづく、研究開発型ものづくり企業の研究開発、製造技術、新分野展開、営業力強化、人材育成等を支援するためのプロジェクトの企画・立案及び実施等業務。

具体的にはさいたま市からの受託事業における

1. プロジェクト全体の計画立案、推進と進捗管理
2. 国内外の連携機関との連絡、調整、共同事業の企画運営
3. モデルケースとなる個社支援の実施

⑶　勤務地　　　公益財団法人さいたま市産業創造財団

　　　　　　　　　　　埼玉県さいたま市中央区下落合５丁目４番３号

**２　採用期間**

採用期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとなります。なお、市からの受託の状況（プロジェクトの期間等）及び財団が必要があると認めた場合に、通算５年を限度に契約を更新する場合があります。

**３　応募資格**

次の要件を満たす方

(1) IT・DX、オープンイノベーション分野に関して、１０年以上の実務経験及び豊富な知識を有していること。

(2) 複数事業者等による新規事業組成プロジェクト等の企画・推進等の実践経験があり、新規参入や事業拡大を実践できる能力を有していること。

(3) 本事業遂行に高い意欲を有し、自身の能力発揮に意欲的であること。支援企業などからの要望に素早く対応できること。

(4) 中小企業経営者などへの適切な助言、国内外の大学や機関等の多様な関係者に対して円滑なコミュニケーションができること。

(5)業務を遂行するために必要な PC 操作（Ｗｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌ、ｅ－ｍａｉｌ、オンライン会議ソフト等）が可能であること。

(6)中小企業支援機関での支援経験且つ中小企業診断士資格を保有していること。

(7)普通自動車免許を有していること。

**４　審査内容等**

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

1. 第１次審査（書類審査）

ア　審査方法　　応募書類をもとに、書類審査を実施します。

イ　合格発表　　３月２日（木）を予定しています。応募者全員に通知を発送します。

1. 第２次審査（面接審査）

ア　審査方法　　第１次審査合格者に対し、面接審査を実施します。

イ　審査日時　　３月１３日（月）を予定しています（時間、会場等については第１次審査合格通知書にて通知します。）。

ウ　合格発表　　３月下旬を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

1. その他

最終合格者は合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出するものとします。なおこれに係る費用は合格者の負担とします。

**※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。**

**５　応募方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | | 1. 履歴書（別紙１）　※財団HPからダウンロードしてください。 2. 職務経歴書（書式自由） |
| 申　込 | 方法 | 郵送（簡易書留郵便）により申し込んでください。 |
| 受付期間 | 令和５年２月２０日（月）から  令和５年２月２８日（火）午後５時まで |
| 提出先 | 〒338-0002　さいたま市中央区下落合５丁目４番３号  公益財団法人さいたま市産業創造財団　企画総務課 |

※ 応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんので注意してください。

※ 提出された書類は、返却いたしません。

　　※ 採用が内定した場合でも、受験資格がないことや、提出された書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、内定を取り消します。

**６　給与・勤務条件等**

1. 給料額

日額　３０，０００円

この他に通勤手当及び業務に係る旅費が財団規程に基づき支給されます。

賞与・退職金は支給されません。

1. 給与締切日／支払日

毎月末日／翌月２１日

1. 勤務日数、勤務日及び勤務時間

勤務日数　月１５日以内、年１８０日以内

1. 休日及び休暇等

　　原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに１２月２９日から翌年１月３日までの日

年次有給休暇の日数は、財団規程に基づき付与されます。

1. 社会保険等

法令に基づき、雇用保険が適用されます。

**７　審査結果の開示について**

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開示請求のできる人 | 開示内容 | 請求期間 | 請求方法 |
| 第１次審査不合格者 | 第１次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位 | それぞれの審査の合格発表日から１ヶ月間 | 必ず応募者本人が、身分証明書を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。 |
| 第２次審査不合格者 | 第２次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位 |

※電話、郵便等による請求はできません。